

広陵町と GO 株式会社とのタクシー施策に関する連携協定書

広陵町（以下「甲」という。）と GO 株式会社（以下「乙」という。）とは、広陵町地域公共交通計画に掲げる将来像「笑顔で出かけられるまち」を実現するため、地域公共交通ネットワークの構築に資するタクシー施策に関して、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の有する資源を有効に活用し、広陵町における地域公共交通の課題解決に向けて、タクシー利用の観点から住民サービスの向上を図るものとする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) タクシーの利用促進に関すること。
 - (2) デジタル技術を活用したタクシー施策の実証実験に関すること。
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 甲及び乙は、前項の事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、詳細については、甲乙協議の上、決定する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定について相手方から秘密であると提示された情報（以下「秘密情報」という。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も2年間同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、秘密情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月28日

甲：奈良県北葛城郡広陵町南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山 村 吉 由



乙：東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー23階

GO 株式会社

代表取締役社長

中 島 宏

